

「インバウンド誘客強化事業(アジア市場)業務委託」に対する質問と回答について

No.	質問項目	質問内容	回答
1		「体験型コンテンツ」を企画とあるが、新たなコンテンツ開発をする必要があるのか。もしくは、既存のコンテンツの活用で良いのか。	対象国(台湾・香港)からの観光客ニーズに即した体験コンテンツであれば、既存のコンテンツの活用でも構いません。
2	仕様書5(1) 体験コンテンツ による誘客プロ モーション	誘客プロモーションは、個人旅行者向けとの認識で良いか。	ご認識のとおりです。
3		予約後のキャンセル等を抑制する手法とあるが、体験予約日から何日前までのキャンセルを想定されているのか。	体験コンテンツを取り扱う事業者様が個別に設定するキャンセルポリシーによって異なりますことから、キャンセル可能な期間など、具体的な日数については想定しておりません。 いずれにしましても、事業者様が不利益を被ることのないよう調整していただく必要があると考えております。
4		ウェブサイトは、個人旅行者向けとの認識で良いか。	ご認識のとおりです。
5		旅行社招請の最低3社以上とは、台湾から3社以上、香港から3社以上の認識で良いか。	ご認識のとおりです。
6	仕様書5(4) ファムツアー	ファムツアーは、対象国別に実施するのか。一度に実施で良いのか。	ファムツアー(現地旅行会社の招請)の実施方法について、お尋ねのありました内容に関する特段の条件はございませんが、国別の旅行者ニーズ(嗜好)の違いを鑑み、より効果的な方法がありましたら、ご提案ください。
7		インフルエンサー招請1名以上は、台湾から1名以上、香港から1名以上の認識で良いか。	ご認識のとおりです。
8		インフルエンサーの招請は、ファムツアーと同時実施との認識で良いか。	インフルエンサーの招請タイミングについて、特段指定しておりませんが、「仕様書5(4)③共通事項」に記載のとおり、インフルエンサーに期待する役割に応じた適切な旅程(招請時期含む)をご提案ください。